

和泉市ごみステーション設備設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の快適な生活環境の保全及び安全かつ効率的なごみの収集作業を円滑に行なうことを目的に一般家庭から排出されるごみの収集において、狭隘な道路のため収集場所を確保できない場合に設置されているごみステーション設備の老朽化等による、交換等の設置に要する費用に対し、予算の定める範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱においてごみステーション設備とは、交換等により新たに設置するものであって、次の各号の要件をすべて満たすものをいう。

(1) 箱型のもの

(2) 一般家庭から排出されるごみを集積し収集される、おおむね5世帯以上の世帯で利用・管理するもので、利用世帯のごみが収納できる大きさのもの。ただし、地域の実情その他やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

(3) ごみ収集に支障がない場所に設置されるもので、設置者又は利用者の責任により適正に管理されるもの

(4) 金属等で作製された強固なもので、雨、風、雪等に強く耐久性があり、景観を損ねないもの

(5) 設置場所の地権者及び管理者の同意を得たもの

2 前項の規定にかかわらず、次に該当するものは、補助対象としない。

(1) 共同住宅専用ごみ置場（長屋住宅含む。）

(2) 和泉市宅地開発地域の良好な居住環境の確保に関する条例（平成9年和泉市条例第8号）に基づく和泉市宅地開発指導要綱（昭和53年11月1日制定）第16条により設置するごみ置場

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) ごみステーション設備を設置及び管理する町会・自治会の組織

(2) 前号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認めるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者がごみステーション設備を設置するために必要な経費であって、

次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) ごみステーション設備の購入費
- (2) 自らごみステーション設備を作製する場合の材料費
(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、ごみステーション設備1基につき、運搬費及び設置工事費等を除く補助対象経費の合計額(消費税及び地方消費税含む。)の2分の1とし、50,000円を限度とする。ただし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- 2 同一の補助対象者に対する補助は、当該年度内3基までとする。
(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、当該年度の1月31日までに和泉市ごみステーション設備設置事業補助金事前申込書(様式第1号)により申込みを行ない、市長の承諾を受けなければならない。ただし、提出期限内であっても、補助金の交付申請額の総額が当該年度予算の範囲を超えた場合は、申込の受付を締め切るものとする。

- 2 市長は、前項の申込内容が適当と認めるときは、和泉市ごみステーション設備設置事業補助金承諾書(様式第2号)により通知するものとする。

- 3 申請者は前項による通知を受けたときは、別に定める日までにごみステーション設備を購入し、次に掲げる書類により補助金の交付申請及び交付請求(以下「交付請求」という。)をしなければならない。ただし、別に定める日までに購入できない特別な理由があるときは、期間の延長について速やかに市長に申し出て、市長の承諾を得なければならない。

- (1) 和泉市ごみステーション設備設置事業補助金交付申請及び交付請求書(様式第3号)

- (2) ごみステーション設備の購入又は作製に係る経費の内訳が確認できる書類の写し(購入日、購入販売店名、購入者の氏名が明記されていること。)

- (3) ごみステーション設備を設置したことを証する写真

- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付決定)

第7条 市長は、前条の交付請求があったときは、その内容を審査し適切と認めるときは、補助金の交付の可否を決定し、補助金の額を確定する。

- 2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては和泉市ごみステーション設備設置事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により、交付しないと決定した者に対しては和泉市ごみステーション設備設置事業補助金不交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により交付を決定したときは、当該請求に係る補助金

を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽又は不正な行為により補助金を受けたとき、又は受けようとしたとき。

(3) 第6条第3項に基づく補助金の交付請求を市長の定める日までに行わなかったとき。

(4) 第10条の規定により調査又は指導に応じなかったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、和泉市ごみステーション設備設置事業補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、和泉市ごみステーション設備設置事業補助金返還命令書(様式第7号)により、その返還を命ずるものとする。

(調査又は指導)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、ごみステーション設備の維持管理の状況について調査し、又は指導することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。